

災害時における非常通信活動の協力に関する協定書

平塚市（以下「甲」という。）平塚地域アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）の間に次のように協定を締結する。

（趣旨）

第1条 電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合の手続き等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、平塚市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害情報の収集及び伝達について協力を必要とするときは、乙に対し応援要請書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

2 前項により要請を受けた乙は、乙の所有する無線機器並びに施設等を使用し、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（協力要請の手続き）

第3条 前条第1項の規定により乙に協力を要請する場合の要請手続は平塚市消防長が担当するものとする。

2 前項の協力要請の手続きを円滑に行うため、連絡責任者又は連絡者及び連絡補助者を定めておくものとする。

（通信統制）

第4条 無線局が第2条第2項の規定により通信活動を行う場合は、甲又は甲の指定する無線局の統制に従うものとする。

（補償）

第5条 甲の要請に基づき非常通信活動に従事した乙の会員が通信活動中に被災した場合は、平塚市消防団等公務災害補償条例（昭和32年条例第13号）に準じ、その都度協議して補償を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第5条に基づく非常通信活動に協力できる無線局の現況について、毎年3月末日まで別に定める様式により甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

(効力の発生)

第8条 この協定は、平成6年8月1日から適用し、平成7年3月31日までとする。

ただし、甲は、乙から期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

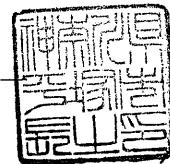
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、各自1通を所持する。

平成6年8月1日

甲 平塚市浅間町9番1号

平塚市

平塚市長 石川京



乙 平塚市纏645

(事務所 柴田萬治朗宅内)

平塚地域アマチュア無線クラブ

会長 戸田裕

